関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。 注2　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。		(4)　約束しない。	(4)　約束しない。	
B　中等教育サービス (a)　学校教育として提供されるもの（注1）（注2）（CPC九二二一、九二二二、九二二三） 注1　日本国において学校教育として提供されるこの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。 注2　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。		(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　制限しない。 (4)　約束しない。	
(b)　その他		(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	
C　高等教育サービス（注1）（注2）（CPC九二三一、九二三九） 注1　日本国において学校教育として提供されるこの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。	SS	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	

注2　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。				
D　成人教育サービス（注1）（注2）（CPC九二四） E　その他の教育サービス（注1）（注2）（CPC九二九） 注1　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。 注2　学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。専修学校及び各種学校は、学校法人が設置することが求められる場合がある。学校教育機関は、学校教育を提供するとともに、学校教育以外の教育サービスを提供することができる。専修学校及び各種学校は、学校教育以外の教育サービスのみを提供する。		(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
6　環境サービス A　汚水サービス（CPC九四〇一）	SS	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
B　廃棄物処理サービス（CPC九四〇二）	SS	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
C　衛生サービス及びこれに類似するサービス（CPC九四〇三）	SS	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	